

就労に困難を抱える若者の支援の有効性

静岡県立大学国際関係学部准教授 津富 宏

就労に困難を抱える若者の就労支援は、有効でなければならぬ。私は、それを二つの切り口から考えている。

1 厳密な介入研究の成果はどうか。就労支援が有効であることを示すためには、ランダム化比較試験によって、その有効性が示されなければならない。

私は、関連分野を眺めると、精神障害者の就労支援のためのプログラム、援助つき雇用(Supported Employment)について積み上げられてきたエビデンスが圧倒的であるように感じている。援助つき雇用は、①一般就労をゴールとして直ちに求職活動を始める、②支援は医師を含む多職種チームが行う、③就労後も継続的に支援に当たるといった原則を持つ。

17件のランダム化比較試験のいずれにおいても、援助つき雇用は、通常の就労支援(職業訓練・カウンセリング・福祉作業所など)と比べ有効であり、統合すると、援助つき雇用を受けた対象者の58%が一般就労をなしとげたのに対し、通常の就労支援ではわずか21%であった。

援助つき雇用は、精神障害者にとって、一般就労はストレスであり、再発のリスクを高めるという「常識」を打ち破った。就労は、治療として機能した。

2 無業状態や不安定な就労を予測するリスク要因に関する研究の成果はどうか。有効な支援

は、実証研究によって確定されたリスク要因をターゲットとしているなければならない。

無業や不安定な就労は、社会的排除の一形態として、学力の低さ、中退歴、不登校歴、自己有効感の低さ、発達障害といったリスク要因を持つことが明らかとなりつつある。出身家庭の所得の低さも、重要なリスク要因だが、若者就労支援制度のうち、自立塾、サボステなどは、民間のひきこもり支援者が、比較的経済的なゆとりのある層を対象に積み上げてきたノウハウを基盤としている。

私は、15年くらい前は、児童虐待について、高学歴の女性の育児不安を原因とするという説明が支配的であったことを思い起こす。当時は、児童虐待は社会問題化されておらず、階層の高い女性が自発的にカウンセラーにかかるケースが主であった。その後、児童虐待は、社会的排除の一類型であることが認識され、対策は大きく修正された。若者の就労支援についても、同様の経緯をたどるのではないか。

社会的排除のリスク要因は、出生以降の発達の過程において、相互作用しながら複合化する。だからこそ、その複合化を防ぐプログラムが重要である。たとえば、コロラド大学のオールズが開発した、看護師—家族協働プログラム(Nurse-Family Relationship)である。看護師が、貧困などのリスクを抱える妊婦のもとを訪問し、妊婦自



身のヘルスケアや社会適応、子供の養育を支援する。15年間という長期追跡の結果、児童虐待、子供の健康・非行などのアウトカムが改善した。

援助つき雇用と、看護師—家族協働プログラムには、共通点がある。いずれも、エンパワーメントを原則としていることだ。援助つき雇用は、精神障害者を自立した個人とみなし、直ちに一般就労に就くことができるという前提を持つ。看護師—家族協働プログラムは、本人は変化したいという動機をそもそも持つおり、支援者の役目はそれを引き出すことであると考える、動機づけ面接を用いる。

思えば、社会的包摶の精神は、一人ひとりを市民としてエンパワーメントすることである。

最近、私は予感がしている。エンパワーメントという原則に立つ支援ほど有効であるという仮説を軸として、就労支援というパズルに関するすべてのピースが合わさる。そんな予感である。